

平成21年12月15日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

副議長 牟田勝浩  
2番 浦泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里巳  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

2. 欠席議員

17番 小池一哉

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕  
次 長 筒井孝一  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生

---

議 事 日 程 第 7 号

12月15日（火）10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 第80号議案 | 平成20年度武雄市病院事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第2  | 第81号議案 | 平成20年度武雄市水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第3  | 第82号議案 | 平成20年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）    |
| 日程第4  | 第88号議案 | 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第5  | 第89号議案 | 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）  |
| 日程第6  | 第90号議案 | 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第7  | 第91号議案 | 平成20年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第8  | 第92号議案 | 平成20年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第9  | 第84号議案 | 平成20年度武雄市一般会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第10 | 第85号議案 | 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）   |
| 日程第11 | 第86号議案 | 平成20年度武雄市老人保健特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第12 | 第87号議案 | 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）  |
| 日程第13 | 第93号議案 | 平成20年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について                              |

		(一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	第107号議案	武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例(質疑・建設常任委員会付託)
日程第15	第108号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算(第8回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第16	第109号議案	平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第17	第110号議案	平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第18	第111号議案	平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第19	第112号議案	平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第20	第113号議案	平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第21	第114号議案	平成21年度武雄市病院事業会計補正予算(第5回)(質疑・総務常任委員会付託)
日程第22	議案訂正の件	(議決)
日程第23	第115号議案	平成21年度武雄市水道事業会計補正予算(第3回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第24	第116号議案	平成21年度武雄市工業用水道事業会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第25	百条調査特別委員会設置の件	

---

**開 議 10時**

**○議長(杉原豊喜君)**

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

これより議案審議を開始いたします。

**日程第1～第8 第80号議案～第92号議案**

日程第1. 第80号議案 平成20年度武雄市病院事業会計決算認定についてから日程第8.  
第92号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計決算認定についてまでの8議案を一括議題

といたします。

審査終了に基づく特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。山崎特別会計等決算審査特別委員長

#### ○特別会計等決算審査特別委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成21年9月、武雄市議会定例会におきまして、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成21年11月9日から11日までの3日間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました8件の決算認定議案のうち、第81号議案 平成20年度武雄市水道事業会計決算認定について、第88号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第89号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第90号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第91号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第92号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、以上6件の事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案 平成20年度武雄市病院事業会計決算認定について、第82号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、以上2件の事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、集約いたしましたので、御報告いたします。

全体的なものとしましては、委託料の精査を図るとともに、契約方法の明確化を図られたい。未収金については、原因分析を行い、時効中断を含め、適正な徴収に努められたい。

議案別に対しましては、第80号議案 病院事業会計については、地域医療と医療サービスの充実を図ることに努められたい。

第81号議案 水道事業会計につきましては、必要水量に基づき、水資源の有効活用を図られたい。

第82号議案 工業用水道事業会計につきましては、販路拡大に努めていただきたい。

第88号議案 農業集落排水事業特別会計につきましては、事業の推進を図るとともに、接続率の向上に努めていただきたい。

第89号議案 公共下水道事業特別会計につきましては、工事に当たっては、地元住民に十分説明をされたい。

第90号議案 土地区画整理事業特別会計につきましては、他事業に伴う計画変更等が生じないように努められたい。

第91号議案 競輪事業特別会計につきましては、売上増並びに収益確保に努められたい。

第92号議案 給湯事業特別会計につきましては、観光客の誘致に努められたいなどの意見が出ました。

以上、報告いたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第80号議案 平成20年度武雄市病院事業会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。23番江原議員

**○23番（江原一雄君）〔登壇〕**

ただいま報告されました平成20年度武雄市病院事業会計の決算認定について反対の討論を申し上げたいと思います。

決算審査の中で、また一般質問の中で指摘をしてきましたが、ワンオフ株式会社への工事契約につきましては、発注理由が、お盆の時期だったから北九州市にある池友会系の業者に発注されたのはおかしいのではないのでしょうか。それは地元で病院施設の工事経験をお持ちの業者に発注しなかったのか疑われます。それは、10月にも同じように1件、12月にも同じように1件、ワンオフ株式会社に発注され、その総額は1,260万円を超えています。8月発注の理由との整合性も何もないではありませんか。

一般質問の折、随意契約が130万円以下だと答弁をされております。明らかに契約のあり方が不正常であり、市長の責任を問うものであります。

さらに、平成20年度の病院事業会計は、事業報告にもありますが、入院患者、外来患者とも前年度と比較し、大幅に減少いたしましたと事業報告書に述べられております。その責任は市長の言葉から始まりました。この間の市民病院移譲の経過について問題点を指摘したいと思います。

平成20年5月30日、当臨時議会に特例条例が提案をされました。その条例の中、実施に移されました公募が何と月を経て6月2日から6月16日に指定をされ、質疑受け付けが6月2日から6月6日、現地案内が6月5日に見られる点からしましても、これに対応できる法人は限られるのではありませんか。だからこそ、この間の経緯を考えますと、振り返ってみますと、この公募に応じた法人と、市長が議会で答弁されましたが、2度市長は面識をお持ちとこの議会で答弁されました。

第1回は、私が池友会と会ったのは平成18年の冬ごろだと何度も答弁されました。2回目は平成19年12月23日、新行橋病院の10周年記念事業のときであります。これは昨年7月16日

の臨時議会の折は、記念事業があったということを知りながら、平成20年、昨年の9月議会ではみずからお招きをいただき、参加をしたと答弁されました。ここに紛れもなく整合性がないではありませんか。しかし、具体的に市長が答弁したのは、公募の前に確実に2回は面識をお持ちのことを答弁されました。

市長は移譲理由に、救急告示病院としての市民病院が機能していないと答弁されました。しかし、当時、年間745台に及ぶ救急2次告示病院として、市民病院は立派に地域医療として役割を果たしていたのではありませんか。

今現在、市長は小さなまちの大きな挑戦、また医療城下町をつくるとして企業誘致的推進を目的とされておりますが、目的がいつの間にやら医療救急から外れて、紛れもなく池友会と一体となっているのが不思議でなりません。それは何よりも、来年1月31日まで市民病院なのに、公的施設なのに、学校法人福岡保健学院の開設準備室が公的施設を借用されているのはどういうことでしょうか。

このことは昨年6月25日、池友会理事長の蒲池真澄氏がプレゼンテーションで、2年前から話があり、半年前から準備してきたと明確に話されているではありませんか。こういう経過に照らせば、2年前といえば平成18年6月であります。市長就任後間もなくのことではありませんか。

市長は平成18年5月17日付の時事通信社のインタビューに答えた。それは「看護系専門学校を誘致したい」と答えているではありませんか。さらに昨年、平成20年1月15日の本会議の中の議会答弁でも、市長着任以来、看護系の学校を誘致したいと動いてきたことを答弁されました。この間の市民病院が地域医療、救急告示病院としての機能を十分に発揮し、地域の医療関係者とともに力を合わせ、2次救急、県内の医療体制の推進に邁進されておりました。

私は、この間の平成20年度の市民病院会計における民間移譲のあり方が余りにも異常ではなかったかということを知り、以上の経過を見て、平成20年度武雄市病院事業会計決算認定については認定できないことを申し上げ、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。反対討論にかえる次第であります。

#### ○議長（杉原豊喜君）

7番古川盛義議員

#### ○7番（古川盛義君）〔登壇〕

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

ワンオフ株式会社に工事を委託したということを知り、病院改築に精通している企業であるから、いろんな企業もあるでしょうが、そういうところには病院というのは頼まれませんが、工事を委託したということを知っております。

それから、準備室の問題がありますが、市民病院の倉庫を改築して利用しているというこ

とでございます。これも問題はないと私は考えます。

以上の話に対して、市長は議会に提案し、議会の議決を経て移譲を決定いたしましたので、これもまた問題ございません。

議員の皆様方の御賛同を得まして、病院事業会計、御認定いただきますようによろしくお願ひします。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより第80号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第81号議案 平成20年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第81号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第82号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。23番江原議員

**○23番（江原一雄君）〔登壇〕**

平成20年度武雄市工業用水道事業会計の決算につきましては、一般会計からの5,700万円の繰り出しは廃止すべきだということを申し上げ、反対討論にかえる次第であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

7番古川議員

**○7番（古川盛義君）〔登壇〕**

工業用水道事業会計に対して、賛成の立場で討論をいたします。



一般会計からの補助が認められないということでございますが、これは例年やってきたこととございますので、認めざるを得ないということでございます。

私は皆さんの賛同を得て、（発言する者あり）よろしく申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第82号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第88号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第88号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第89号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第89号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第90号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を

開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第90号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第91号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第91号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第92号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第92号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第9～第13 第84号議案～第93号議案

日程第9. 第84号議案 平成20年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第13. 第93号議案 平成20年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく一般会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果の報告を求めます。

川原一般会計等決算審査特別委員長

**○一般会計等決算審査特別委員長（川原千秋君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。一般会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成21年9月、武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成21年11月4日から6日までの3日間にわたり慎重に審査をいたしました。

付託されました5つの決算認定議案のうち、第86号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、第93号議案 平成20年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定については、慎重審査の結果、原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第84号議案 平成20年度武雄市一般会計決算認定について、第85号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第87号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、以上の3つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、集約しましたので、御報告いたします。

第1に、決算においては、今後も危機的財政状況を認識し、徹底した数値分析による見通しと事業効果等を検証し、事業の見直し等を含め、より一層の財政健全化に向け鋭意努力されたい。

第2、不納欠損処理については慎重に処理すべきである。具体的には、生活実態を十分に調査し、悪質者に対しては強制執行等を含め、徴収に努められたい。

第3、国民健康保険特別会計については、単年度赤字の実態を認識し、今後とも健全な運営のために鋭意努力されたい。

以上で報告を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第84号議案 平成20年度武雄市一般会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。22番平野議員

**○22番（平野邦夫君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。第84号議案 平成20年度武雄市一般会計決算認定については、認定できない立場から討論をいたしたいと思っております。

歳入に関しては2万19人に係る固定資産税であります。標準税率100分の1.4よりも高い税率のもと、今日の経済情勢が冷え込んでいる中で、収入未済額、いわば滞納額は現年度分だけでも9,361万6,000円、滞納繰越分でいえば約1億6,900万円、合計しますと2億6,348万6,000円にも上っております。いわば払えない世帯がふえてきている。この税率の見直しは急務であり、平成22年度以降100分の1.48に引き下げたとはいえ、今日の実態は深刻であります。

県支出金の1項、県負担金、民生費県負担金にあります社会福祉費負担金の後期高齢分、保険基盤安定化負担金の9,786万7,119円、いわば後期高齢者医療保険制度に係る問題であります。これは国保会計への助成として回すべきではないかということを指摘しておきたいと思えます。

歳出に関して言いますと、総務管理費、8目、諸費の部落解放推進協議会を初めとした同和対策関連の支出に関してであります。もう既に国の同和対策特別措置は終了いたしました。それに基づいて兵庫、大阪、奈良、そういうところはもう既に終結宣言をし、歴史的な役割を終わっており、各県ともそれに並んできているわけであります。しかし、佐賀県ではまだ各団体への補助金を含めて、武雄に関して言いますと、関連の予算支出を見ますと、153万630円が毎年支出をされております。もう歴史的な役割が終わった段階ではこの見直しをすべきではないかと指摘をするものであります。

九州新幹線長崎ルートを初めとして合計100万円、5款、労働費で見ますと、予算そのものが3,007万円、200億円の予算に対し、わずか0.15%、武雄市の労働政策そのものがないと予算の面からも指摘しておく必要があると思えます。

勤労者福利厚生資金の問題では、きのうの一般質問でも指摘をしましたがけれども、制度そのものはいいいけですけれども、これを実あるものに内容を改善していく、充実させていく、このことも大事だと思います。

10款、教育費、総務費の不服申立審理事務委託料、不服申し立ての他の委託料など、問題があるのではないのでしょうか。

次に、12款、公債費の中で西部広域水道企業団への出資金2,829万円、工業用水道事業会計繰出金5,700万円、特に工業用水道事業会計への繰出金については先ほども討論がありましたけれども、企業債残高の繰り上げ償還等を検討し、工業用水事業そのものの根本的見直しを考えることが重要ではないかと指摘をしておきたいと思えます。

以上のことを指摘し、今後の予算編成の中で検討していただきたいことを申し述べて、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第84号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第85号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を開始いたします。22番平野議員

#### ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第85号議案 武雄市国民健康保険特別会計決算認定については、認定できない立場からの討論をいたしたいと思えます。

国民健康保険の被保険者の所得別階層区分を見ますと、経済的弱者と言われる人たちが占める割合が高いというのはこの制度の発足時からの特徴であります。33万円以下の所得階層の被保険者の占める割合は34.6%、103万円以下を見ますと、実に半分以上がこの所得水準であります。近年の雇用の不安定、低賃金、失業という深刻さが国保会計にも反映しており、20年度決算で言いますと、払いたくても払えない、そういう人たちが実際ふえてきている。これは滞納額を見れば明らかであります。現年度発生の滞納が1億1,200万円、累計で2億7,590万円にも上り、市全体の滞納8億円の中で占める割合44.8%、ここにこの高い国保税の実態の深刻さがあらわれていると、そう思えます。生活者第一を強調するのであれば、この国保会計への財政出動は急務であります。

また、国保会計を厳しくしている原因の一つに国の補助金の削減があります。従来、45%の補助金が現在は34%へ減らされてきており、これは全国の国保会計を厳しくしている大きな原因であります。財政調整交付金9%、これは収納率92%を割ると5%のペナルティーがつく、こういう内容であります。被保険者の負担が増大する中で、国への強い要請で、もとの45%へ段階的に戻すよう強く要求していくべきだと考えます。

さらに、県の国保会計への助成制度、これは全国の都道府県で多くがやっているわけですが、まだ佐賀県ではその具体化がなされておられません。このことも市町村国保を担当している市町村から県に強く声を上げていくべきだと考えるものであります。

次に、後期高齢者支援分の現年度課税分や後期高齢者支援金負担金1億8,900万円について反対であります。

老人保健法を改悪し、75歳以上の高齢者を扶養から外して、昨年からの年金天引き、改善されているとはいえ、独自に保険料を掛ける、こんな冷たい高齢者医療の差別を持ち込むものはないと言えるのであります。

平成20年決算で見ますと、既に払えない世帯がふえ、滞納額は3,400万円にも上っています。この後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきだということを強く主張するものであります。既に参議院では後期高齢者医療制度の廃止は決定されましたけれども、今日、それが先送りされる状況であります。そうであればあるほど国民健康保険会計を守る、あるいは後期高齢者医療制度を廃止する、これを地方から声を上げていくべきだと、このことを指摘して、85号議案に対する反対の意見といたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第85号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第86号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第86号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第87号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を開始いたします。22番平野議員

#### ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第87号議案 武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定については反対であります。

先ほど85号議案の中でも後期高齢者医療制度の持つ矛盾点、問題点は指摘をいたしました。平成20年から始まったこの会計も初年度から3,400万円の滞納が出る。実際に75歳以上の人たちの負担はこの数字を見ても明らかであります。

武雄市内の国民年金の給付額の平均が4万2,000円という低い水準であります。75歳以上の財政負担、これが大きな問題であります。と同時に、75歳で区切るという制度そのものの矛盾点、これは国会でも随分論議になりました。75歳過ぎると何らかの病気を抱えている、それは当然であります。そこの老人医療費をいかに抑えるかということから、月額500点、5,000円までを上限とし、これは佐賀県は採用していませんけれども、そういう上限を決めて医療費を抑制していく、このことが問題であります。

もう1つは、75歳以上のお年寄りはやがて死を迎える世代だと、こういうことを平気で国会で政府が答弁する。余計なお世話だと。むしろ日本の場合に、戦前戦後の日本を支えてきた高齢者をいかに大事にしていくか。むしろそういった意味では、75歳以上の医療費を無料にすることこそ、これまでの高齢者に対する政治の責任、あるいは高齢者を大事にしていくという政治の姿勢、このことが大事だと。国会で75歳以上がやがて死を迎える、こういう言葉を使うこと自体がこの制度に対する国民の怒り、これが広がってきております。おさまっているわけではありません。ですから、参議院では、先ほど言いましたように、自民党、公明党を除いて、すべての党派が後期高齢者医療制度の廃止を直ちに求める、こういう声が上がって法案が通りました。私どもは3年待つのではなくて、直ちに廃止をし、もとの老人保健法に戻せという声を上げていく必要があるのではないのでしょうか。そういった意味では、初年度から始まったこの徴収についても、3,400万円の滞納というのは、払えないというのと一緒に、世帯から扶養を外すという、そういう差別的な医療、このことについては強く問題を指摘して、87号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今いみじくも平野議員から、ここに来るときに反対じゃなかったかなと言われたんですね。まさに反対なんですね、後期高齢者医療制度については。当然ですよ。もちろん、今まで共産党の方は老人保健に対しても反対されていたんですよ。皆さん御案内ですね。それは制度に変わっていくんですよ。私、もちろん民主党政権、今度推しました。直ちに廃止する予定だと思っておりました。長妻さんのあの態度、がっかりしております。

しかし、大きなところに向かって一つずつ歩いていく。歩いていくとき、地方は何をしなければならぬかというのが問題なんですね。先ほどの工水問題も一緒です。現実的に対応

するのは地方議会なんです。地方議会で今、目の前に上位法がある中でどうやっていくか。現実的にその中で、その傘の中で我々は武雄市民を守っていかなきゃならない。そういうことを考えれば、これはやむを得ない予算であるということを思いまして、賛成討論といたします。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより第87号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第93号議案 平成20年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第93号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

**日程第14 第107号議案**

日程第14. 第107号議案 武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

**○松尾まちづくり部長〔登壇〕**

第107号議案 武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、現在施行中の武雄北部土地区画整理事業において、施行区内を九州新幹線西九州ルートが並走することとなりましたので、施行区域を鉄道高架より南



側を1工区、北側を2工区に分割し、1工区を平成22年度までに事業を完了して、平成23年度からの九州新幹線西九州ルート用地買収に備えるものであります。

改正部分でございますが、第3条見出しの括弧の中で、「施行地区」の次に「及び工区」を加え、新たに2項を追加し、分割した工区の名称及びそれぞれの工区に含まれる地域の名称を記載しております。

次に、第6条（費用の負担）に1号を加え、(3)に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構負担金」を追加するものです。これは、工区分けに伴いまして、事業計画、実施計画の変更や工区界測量等の増加費用が発生しますので、原因者の新幹線事業主体であります独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にその増加費用を負担いただき、工区分け作業を進めていくものであります。

なお、施行日につきましては、附則で本事業の事業計画変更の公告の日からとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

本案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

**○6番（宮本栄八君）〔登壇〕**

新幹線絡みで2工区になるということですがけれども、その新幹線絡みは、清算を早くするためではないかなというふうに思うんです。清算をすれば、1工区と2工区の総資産というですかね、そういうのが変わって、減歩率が変わってくるのではないかと思いますけれども、その辺についてお聞きします。

**○議長（杉原豊喜君）**

松尾まちづくり部長。

**○松尾まちづくり部長〔登壇〕**

工区分けいたします理由は、まず、1工区のほうに新幹線が来ると。その新幹線の買収に対しまして、工区分けしない場合は換地処分ができていないという状況でございますので、買収ができないという形になります。そしてまた、換地処分ができていないという形になれば全体的な減歩率そのものも変わってくるということから、工区分けをして、早く換地処分をするという計画でございます。

今議員がおっしゃられた減歩率が変わる、あるいは事業費が変わるという懸念をされていられると思いますが、これは9ヘクタールで当初施行認可をとっております。それで、その9ヘクタールに対する減歩率という形でしておりますので、工区分けをしても減歩率については変えないと。全体で減歩率を計算するというようにしております。ですから、減歩率が変わらないということになれば、換地による配当率も変わらないということでございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第15 第108号議案

日程第15. 第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

#### ○大庭政策部長〔登壇〕

第108号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ11億3,077万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ227億8,921万9,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正では、6ページの第2表のとおり、事業費の変更に伴い、借入限度額の変更をお願いしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の主な内容について、補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

今回の補正予算の編成に当たりましては、9月補正後の早急に対応が必要となったものや、事業費の確定等に伴い、予算の調整が必要となったものについて所要の額を計上いたしております。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書の(11)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 一般管理費、5目. 情報化推進費では、地域情報通信技術利用活用交付金を活用し、災害時にカメラ、携帯電話等により収集した災害情報を市民の携帯電話にメール配信などを行うシステム整備に要する経費をお願いしております。

7目. 災害対策費では、防災情報通信設備（J-A L E R T）からの情報を、現在整備中の防災行政無線を活用することにより災害情報等を迅速に伝達し、市民の早期避難など災害被害の軽減を図ることとしております。

2項. 企画費、2目. 地域振興費では、若木町、西川登町で実施される市の防災行政無線とあわせて、地域における安全・安心ネットワーク整備に対する交付金の追加をお願いしております。

(13)ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、3目. 老人福祉費では、市内8カ所の宅老所に利用者

の安全確保のため火災報知機整備などの設置に対する補助を行うものでございます。

4目．更生援護費では、つくしのさと北方作業所のオストメイト対応型トイレの整備に対する補助に要する経費などをお願いしております。

(16)ページをごらんください。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、2目．予防費では、低所得者に対しての新型インフルエンザのワクチン接種費用の負担軽減に要する経費などをお願いしております。

6目．病院事業清算事業費では、企業債の繰り上げ償還金や職員手当など、病院事業会計の廃止に伴う来年2月、3月の清算に要する経費をお願いしております。

(18)ページをごらんください。

5款．労働費、1項．労働諸費、2目．雇用対策費では、市が直接雇用するもので1年以内の短期の雇用を創出するための緊急雇用創出基金事業の追加をお願いしております。これによる新規雇用者数は4人と見込んでおります。

(21)ページをごらんください。

10款．教育費、1項．教育総務費、3目．学校教育総務費では、少年非行等の知識を有する警察官OB、スクールサポーターを中学校に常駐させて学校内の状況を把握し、問題少年に対する声かけや安全確保等の対策に係る経費などをお願いしております。

(22)ページの4項．中学校費、2目．教育振興費では、がん予防対策として、中学校からがんの知識を深める必要があるため、中学生を対象にしたがんを知る講座を開催することといたしております。

以上、歳出の主なものについて御説明申し上げましたが、そのほか歳入では市税の減額補正などをお願いしており、これらを賄う財源として、歳入で分担金及び負担金1,208万1,000円、国庫支出金4,076万3,000円、県支出金8,536万5,000円、財産収入4,000円、繰入金4億1,100万円、諸収入7億706万3,000円などを計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

(21)ページの教育総務費の中の警察OBによるスクールサポーターの中の3カ月分の48万円ですね、これが臨時職員の賃金の中に入っているという話を今聞きました。そこで、これはどこから供給してもらおうとですかね、どこに頼んで派遣してもらおうとですかね。実際はもう既決予算で12月1日から入っておるわけでしょう。どこに頼んで派遣してもらったのか、そこをお尋ねしたいんですけど。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

スクールサポーターにつきましては、警察庁の事業として全国的に展開されているものでございまして、少年非行等の経験の豊富な方ということで、佐賀県警察本部との話し合いの中でお願いをしてきたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

そういうことになれば、確かに学校に応じて学校側に合った人を呼ばにやいかんと思うんですよね。まさか天下りと思いませんけれども、この前、私一般質問でしたですね、仕分け事業で。ああいうふうに、ただ座るだけやったら意味がないんですよ。だから、うちはこういうことがあるから、こういう人に適した人が欲しいと、そういう発信をして、やっぱりそこを話してもらおうと。そしたら、今の人も熱心だと思うですよ。全く知らないんですけども、もっと熱心になるんですよ。ここはどういうところなのか、学校はどういう状態なのか。犯罪の種類と言ったらおかしいですけどね、やっぱり違うと思うんですよ。

だから、それに合った、そこの3者の話じゃないんですけど、ちゃんとした話をしてね、教育委員会の力を発揮して、やっぱりどうしても学校現場と少し切れているところがあると思うんです。学校現場の声を――教育長、しょっちゅう学校には行くですか。北方の前の教育長はしょっちゅう行きよったですよ。今、やぐらっしゃさるっばってんね。すみません、ちゃんと連携をしてされているのかという質問でございます。どうぞ。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

大変大事なところを御指摘いただきました。時間限らず、不定期にも学校等には訪問して話をしてきたところでございますし、また、校長、教頭が委員会に見えたときにも話をしてきました。

スクールサポーターにつきましては、一番私どもが心配したところも今おっしゃったようなところでございまして、学校の実情を熟知した方、あるいは子どもの現在の行動をよく理解いただける方と。そういうことで、早い段階で県警の少年課と話をいたしまして、そして県警のほうでも事前の研修をされ、あるいは現在県内配置されているそういうサポーターの方との話し合い、研修等もされまして、そして、この武雄市の地域の実情をよく御存じの方に来ていただくようにしましたということをお願いをしたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

先日、松尾初秋議員の質問のように、私いつも思うのは、抑止力と言ったら言葉は悪いですが、必ず力なき正義は無に等しいんですよ。力なき正義は無であると。正義なき力は暴力なんですね。だから、それをちゃんとかみ合わせなければ物事はすべて解決できない。今、山口議員から出ましたよね、金八先生という言葉があるんですね。そういうやっぱり深みのあるもんだと思うんですね。ただ単純に脅すだけじゃなくて、いかにそこに導くか。本当に私が言うまでもなく教育長考えておられると思いますけれども、ぜひそこら辺、力を入れて、今の正義なき力と覚えてください。ぜひこれをモットーにされたらと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

病院事業の清算費がこの一般会計のほうに移ってきているんですけども、本来、フローとストックというですかね、資産ということがわかりやすくするために、事業会計で複式簿記で資産の減り方とか負債の持ち方とかしているわけなので、最終的に清算してしまうまで複式簿記で資産を管理しながら普通はするんじゃないかなと。一般会計に来ると、その辺の資産の状況がわからなくなるんじゃないかなというふうに素人的に思うんですけども、なぜここで一般会計に持ってこなくてはいけなかったのかをお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

病院事業会計ですけども、現在は公営企業法の適用を受けているということで簿記で管理をいたしておるわけですけども、1月31日をもって病院事業を廃止いたしますと、それ以降の予算につきましては公営企業法の適用を受けないということになりますので、今回のような予算措置をしたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

#### 日程第16 第109号議案

日程第16. 第109号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

## ○國井くらし部長〔登壇〕

第109号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

予算書（第4回）の1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算額の総額に今回の補正額1億8,593万8,000円を追加し、歳入歳出の予算額の総額を59億6,548万5,000円とするものであります。

補正予算説明書より御説明いたします。

(4)ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。

3款. 後期高齢者支援金、1目. 後期高齢者支援金、19節. 負担金補助及び交付金では、9,976万円の支援金の追加をお願いいたしております。

同じく2目. 後期高齢者関係事務費拠出金、19節. 負担金補助及び交付金では、3,000円の追加をお願いいたしております。

また、4款. 前期高齢者支援金、1項. 前期高齢者支援金、1目. 前期高齢者支援金、19節. 負担金補助及び交付金では、実績に伴う単価及び対象者の増により101万9,000円をお願いいたしております。

2目. 前期高齢者関係事務費拠出金、19節. 負担金補助及び交付金では、1,000円をお願いいたしております。

(5)ページをお願いいたします。

7款. 共同事業拠出金、1項. 共同事業拠出金、1目. 高額医療共同事業拠出金、19節. 負担金補助及び交付金では実績に合わせ1,891万2,000円を、また2目. 保険財政共同安定化事業拠出金、19節. 負担金補助及び交付金においても、実績に伴い6,624万円をお願いいたしております。

次に、歳入の説明をいたします。

(3)ページをお願いいたします。

1款. 前期高齢者交付金、1項. 前期高齢者交付金、1目. 前期高齢者交付金では、1節. 現年度分、前期高齢者交付金1億78万6,000円を補正して見込んでおります。

また、8款. 共同事業交付金、1項. 共同事業交付金、1目. 共同事業交付金、1節. 共同事業交付金では高額医療費共同事業交付金1,891万2,000円を、2目. 保険財政共同安定化事業交付金、1節. 保険財政共同安定化事業交付金6,624万円を見込んでおります。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## ○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

## ○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

少しわからないのでお聞きしたいんですけども、後期高齢者交付金が来ておるようですけども、全体像を教えてください。つまり、後期高齢者をつくったことによって国保が大変難しくなったということですよ。これはなぜか。75歳以上を切り離したことによって、国保が逆にきつくなった。善良なる支払いする人たちが減ったから、物すごく徴収率が下がったんですね。これが一つの大きな原因があって、それが今度国保改定に向かっていかにかいにかんわけですよ。

それと同時に、今度民主党のほうは今一元化すると言っているんですね。それはなぜか。国保というのは、結局はうば捨て山ですよ。今笑われましたけど、すべてがここに落ちてくるんですよ。元気なときには他の保険で働き、皆さんも一緒でしょう。今、元気なとき、稼ぎよるとき、どこにお金は入れていますか。国保に入れないですよ。失礼ですけど、病気していろいろ失業して金がなくなった。いろんなことになって国保に落ちてくるわけでしょう。最終的に国保なんですよ、失業者が多い。ほかの保険に失業者がいるわけないですからね。失業者がおるのは国保だけでしょう。そのプールの中でしますから、ちょっと金を持った人は最高に高いわけですよ。今うなずかれていますけど、それが物すごいところなんです、国保というのは。

だから、後期高齢者に対しては問題があるということで、私、ぜひ国に向かって言ってくださいとここで言ったんですね。制度的に後期高齢医療をされるのは結構だけど、国保はたまらんと。市町村は喜んだですよ。いや、市長はどうか知らんですけどね。管理者は喜んだですね。しかし、実際国保の現場は大変なんですよ。それが今度の政権でどこがどう変わったのかね、そこんところがね。変わってなけりゃ、やっぱりもっと上に声を上げて言っていかにいかにかんと思うですよ。そこらについて、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

国保につきましては、もろもろの保険を一元化し、国で管理して、国が責任を持って運営をしていくということです。

それから、後期高齢者につきましては、平成23年度に法制化し、25年度から廃止し新しい制度をやっていくというふうになっております。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、大きな変化をしておるとですね。直ちにとっておったんですね。国保は直ちにやめるんだと、一たん老人保健会計に返すんだという話をしておったんですよ。されていないですね。それによってしわ寄せが来るのが市町村なんですよ、影響が来るのはね。それは

一元化が10年後できるかしらん。それまで運営していかにかんわけですよね。その分はみんな我々被保険者にかかってくるわけでしょうが。だから、そこはちゃんと整理して、言うところは言うていかなければ、また国民に知らせていかなければ、我々市民に知らせていかなければ、いいほうに向かっていかないんですよね。ただ掛ければいいじゃないわけですよ。それはあと清算ですから、医療費が足らなくなれば必然掛けていく。それは一つですけども、制度そのものをいじっていかなければこれは大変なことになると思うですよ。もう払えないですよ。

この前、平野議員おっしゃるようにね、目の前に来ているんですよね。それに向かってどうやっていくかということになりますから、上は上に向かってやっぱり言うていく。そして下は、下と言ったら失礼ですけど、被保険者は被保険者を守っていく。この両方をもって予算を組んでいかなければ大変なことになると思うんですけども、単純に今の答えでいいんですか、3年待ちということで。答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御指摘は黒岩議員のおっしゃるとおりだと思います。そして、しわ寄せは今市町村の財政にも多々及んでおりますので、私どもといたしましては、まず佐賀県市長会、九州市長会、そして全国市長会で御指摘の件は既に厚生労働省には伝えてあります。

しかしながら、御案内のとおり、民主党政権になって、まだその部分というのは手つかずだというふうに聞いておりますので、この議会でも答弁いたしましたとおり、年初に民主党に勉強会に私は呼ばれております。その部分で、きのうの小池議員の御質問に答えて農業政策のことはきちんと言おうと思いましたがけれども、もう1つ、国保の件に関しても私の言葉できちんと申し上げたい。これは国策であります。国策で地方の財政に負担があってはならないと。それはすなわち被保険者の負担に直結することになる。それは私は断じて許してはいけないというふうに思っておりますので、民主党の諸君にしっかり言うていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第17 第110号議案

日程第17. 第110号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）



を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

**○松尾まちづくり部長〔登壇〕**

第110号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、日本下水道事業団へ委託しております処理場設計で、詳細設計委託発注での入札減による事業費の減額と、今年度予定しております管渠工事のうち、一部を単独事業から補助事業へ振りかえることにより、国庫補助金の額を増額するものでございます。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,425万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,625万5,000円とするものでございます。

4ページの地方債につきましては、事業費の減額に伴いまして、限度額を減額するものでございます。

それでは、補正内容つきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

歳入の3款1項1目、国庫補助金でございますが、先ほど申し上げました日本下水道事業団への委託費の減による公共下水道事業補助金の減と、管渠工事費の単独工事から一部補助事業への振りかえによる公共下水道事業交付金の増、合わせて665万円を増額しております。

7款1項1目の下水道事業債の減額は、事業団委託分の減と国庫補助金の増による起債の減であります。

次に、(4)ページの歳出でございますが、1款1項2目13節の委託料につきましては、日本下水道事業団への処理場詳細設計の委託に際し、発注に伴い入札減が生じたので、1,425万円を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第18 第111号議案**

日程第18. 第111号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

**○松尾まちづくり部長〔登壇〕**

第111号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、戸別浄化槽事業について高度処理型浄化槽集中整備事業（モデル事業）の申請をしておりましたが、このモデル事業が採択されましたので、国庫補助金の額を増額するものです。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,371万7,000円とするものでございます。

4ページの地方債につきましては、国庫補助金の増額により、限度額を減額するものでございます。

それでは、補正内容につきまして、予算説明書(3)ページの歳入から御説明いたします。

歳入の3款1項1目の国庫補助金の増額ですが、先ほど申し上げましたとおり、モデル事業が採択になり、国庫補助率が3分の1から2分の1になりましたので、浄化槽市町村整備推進事業交付金が増額になっております。あわせて、6款1項1目の浄化槽整備事業債を減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

質疑の範囲を超えてもいいんですか。あえて申し上げますけど。（「はっきり言わにゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

それは私のほうで判断いたします。

○30番（谷口攝久君）（続）

判断してください。（「はっきり言えばよかたい」と呼ぶ者あり）

この合併浄化槽の整備事業の内容ですけれども、いわゆる公共下水道工事等が現在行われておって、地域によってはなかなかうまく進まない。農集についても部分的なことで今後はしないというような方針等も前の一般質問の中で明らかになっておりますけれども、その場合の浄化槽の整備事業等については前にも武雄で問題になっておりました。浄化槽の石井式云々ということがありまして、それが今になって石井式というのは世界最高のものだということがけさの新聞、きのうの新聞等にも示されておりましたけれども、そういうふうなものを加味したこういう浄化槽の整備事業であるんですか、その点をお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

市町村型整備事業の中で石井式を取り入れる考えがあるかという質問でしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

考慮しておるか、そういったものも考慮に入れるのか。

○松尾まちづくり部長（続）

本事業は、放流水を基準では20ppm以下であればいいわけですが、今発注しておりますのは石井式ということじゃなくて、通常の戸別合併浄化槽での方式を採用しております。

（「石井式の対象になるか」と呼ぶ者あり）石井式も対象になるかどうかというのは、限度額が決まっておりますので、その限度額をオーバーする場合は単費を投入せにゃいかんという形になりますので、今、市が積算しておりますのは合併浄化槽で積算しております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

前市長の石井という名前があったものですから、石井さんのときに石井式と言ったら、何か変なふうな論議をされて、実は世界で最高の浄化槽ということは、きのう、きょうの新聞をごらんになった方は御存じだと思いますけれども、その方が亡くなられたということで、偉大なものが、そういう話が出ていましてね。だから、20ppmとか、いろいろ基準がありますから、その基準を完全にクリアできて、しかも、そういうふうな最高のものであったのが、そんなコストは高くないわけですよ。前に採用しておるぐらいですから、国の基準に合うんですけれども、今度の場合に、それも視野に入った問題かどうかを私はお尋ねしているわけですよ。なぜ入れなかったかということとか。それが今度の場合のいわゆるこの対象に合致しないというのであれば、それはそれでいいですよ。一応質疑ですから、この程度しか私はお聞きしませんけれども、その点について回答をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

確かに石井式は放流水の水質としては1ppmとか2ppmということで非常にいい水質を出すわけですが、そしてもう1つは、維持管理費が要らないというところもあります。ただ、維持管理費が要らないとありますが、ある期間を過ぎたら、あそこにはヤクルトのケースを使ってあるわけですね。それをすべて取りかえにゃいかんと。そのときの費用、要するに、浄化槽の中を掃除するですね。掃除するとき非常にお金がかかると。そういうところを加味しまして、今、戸別合併浄化槽で積算しているというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

問題は、例えばペットボトルとか表現はおかしいですけども、そういうふうな形の中で、ペットボトルを浄化槽の中に入れたらとか、いろいろそういう論議はあっていたけれど

も、みんな通常考えているのは、あそこに水ためていると考えるでしょうけれども、ペットボトルの底は穴があいているわけです。ほがしてあるわけですよ。現在あるものの中で、その中でいわゆる細菌を駆除する、そういう菌が繁殖して、本当に目の覚めるような、飲んでもいいように、実験した人が下水道の水を自分で飲んで実験して見せるぐらいにすばらしい浄化効果はあったわけですが、そういうのがいつの間になくなって、今度はまた違うのがこういう形で出てくるとすれば、どういう理由かということをあえてお聞きしているわけです。本来はこれは一般質問的な質問の内容でしょうけど、議案審議としてこの程度は許可されるという雰囲気ですから、あえてお尋ねしているわけですよ。もう一度答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

反応槽のところは何しろヤクルトのあれを使うわけですね。そのヤクルトというのがいつまでも、例えば一遍掃除するときにヤクルトというのを変えにやいかんわけです。そのヤクルトの製品をそろえられるかというところの欠点もございます。それで、通常の維持管理について業者委託をするわけですが、その段階での定期的な委託の……

○議長（杉原豊喜君）

対象にせんと、そこまでぴしゃっと。

○松尾まちづくり部長（続）

それとか、何しろ維持管理面でもほかの合併浄化槽とは違うというところで、今回、この石井式については考えておりません。

〔29番「いや、3回過ぎて、あえてですけども、対象に入れんでから……」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいまの石井式の話があったですけどね、全くむちゃくちゃな論法だなと聞いておりました。

そして先ほど、後で議事のこと言っていていいですけども、私は国保を聞いたのは質疑ですよ。なぜか。政権が変わったから中身を聞いたんですよ。普通、当初予算で聞きますよ、もちろん。しかし、政権が変わったからね、これをどう変わって、これは質疑じゃないですか、議長。横でぶつぶつ言いつたんですけどね。私、質疑と思うですよ。石井式言いましょうか。

○議長（杉原豊喜君）

はい、質疑として受けとめております。

○29番（黒岩幸生君）（続）

ああ、そうですね。石井式は、北方町は現場まで行ってきて勉強してきたんですよ。川原議員初め、みんな行って。鹿児島第一工業大学ですよ。ペットボトルじゃなかった、「議長、発言はよかばってんさ、趣旨ば明確にしてくださいということを書いてください」と呼ぶ者あり）石井式ば言いよるじゃないですか。（発言する者あり）石井式ば言いよるじゃないですか。（「そいけん、あなたが石井式……」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

はい、質問を続けてください。はい、わかりました。質問を続けてください。

○29番（黒岩幸生君）（続）

やめていいですよ。やめます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19 第112号議案

日程第19. 第112号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第112号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、平成22年度への繰越明許でございまして、工事請負費2,082万円及び移転補償費2億3,510万円の総額2億5,592万2,000円となっております。

繰り越しの理由といたしましては、駅周辺の永松川良線、甘久武雄線の道路工事が新駅舎完成後の着手となるため、年度内完成が見込めないこと、また、補償費では再建築や移転先確保に時間を要するため、前金払いを除いた残り3割の年度内支払いが見込めなくなったこと等により繰り越すものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

## 日程第20 第113号議案

日程第20. 第113号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤営業部理事

### ○伊藤営業部理事〔登壇〕

第113号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、工業団地造成事業の工事費の追加と用地取得費、補償費の確定に伴う減額であり、歳入歳出総額の変更はございません。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

予算説明書の(2)ページをお開きください。

1款1項1目. 新工業団地整備事業費、15節. 工事請負費におきましては、調整地の工事費用として1億4,300万円を計上し、18節. 備品購入費では、工業団地の情報提供や資料作成のため、デジタルカメラを購入する費用として3万円を計上しております。17節. 公有財産購入費、22節. 補償補てん及び賠償金につきましては、用地取得費及び立木等の補償費の確定により、合わせて1億4,300万円を減額しております。

2款1項1目. 予備費では、3万円を1款. 事業費へ充当しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

## 日程第21 第114号議案

日程第21. 第114号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第5回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

### ○古賀市民病院事務長〔登壇〕

第114号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第5回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、来年1月末の病院事業廃止に向けた編成を行うもので、1月末に繰り上げ償還することとして予算措置をしておりました繰り上げ償還金10億8,802万4,000円のうち、政府資金9億5,322万4,000円については、3月の約定日にしか繰り上げ償還が認められず、

これに関する予算を精算を行う一般会計に組み替えるとともに、土地・建物等売却代金については時点修正を行うものです。機械備品等につきましては、事業の廃止に伴い、会計上、除却を行うものです。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第2条（業務の予定量）でございますが、年間患者数をこれまでの実績と今後の見込みを勘案し、ここに記載のとおり変更し、あわせて1日平均患者数を変更いたしております。

次に、11ページ、収益的収入では、先ほど申し上げました患者数に基づき調整を行い、医業収益で1億483万8,000円の減額と医業外収益で繰り上げ償還に伴う企業債利子負担金の減額514万1,000円の減額とあわせ、病院事業収益全体では1億997万9,000円の減額を見込んでおります。

12ページ、収益的支出ですが、医業収益では、病院事業廃止に伴う職員の異動に伴う給与費や1月末までの賃借料、業務委託料等の見込み、減価償却費の修正、医療機器、備品の除却、薬品等棚卸資産の減耗などにより2億650万円の補正をお願いしております。

次に、医業外費用として、企業債の繰り上げ償還による利息の減額、事業廃止に伴う11年度、12年度の控除対象外消費税償却の修正により3,841万6,000円の補正とあわせ、特別損失として、時点修正による土地・建物等売却代金の見込み等により1,138万7,000円の補正を見込み、病院事業費用全体では2億5,630万3,000円の減額を見込んでおります。

次に、14ページ、資本的収入では、固定資産売却代金として、土地・建物等について時点修正を行った結果、420万円の減額、他会計負担金として、政府系の企業債への繰り上げ償還を1月末から3月の約定日に変更することに伴い、一般会計負担金6億1,077万4,000円の減額となり、資本的収入全体では6億1,497万4,000円を減額補正いたしております。

15ページの資本的支出では、企業債償還金で政府系企業債償還金相当額の9億5,322万4,000円を減額するとともに、一般会計から借り入れている長期借入金を全額償還するため、残額3,000万円を計上しております。資本的支出全体では9億2,322万4,000円の減額をお願いいたします。

以上で第114号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第22 議案訂正の件

日程第22. 議案の訂正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。宮下水道部長

**○宮下水道部長〔登壇〕**

議案訂正の件について御説明申し上げます。

第115号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）につきましては上程されているところではありますが、その一部に誤りがございましたので、訂正させていただきたく、議案の差しかえをお願いするものであります。

誤りの内容は、武雄市水道事業会計補正予算（第3回）、予算第2条、収益的支出の補正前の予算額の欄に、さきの11月臨時議会で議決をいただきました補正後の額を計上すべきところを、補正前の額で計上いたしておりました。

今後、このようなことがないように十分に注意をいたしますので、何とぞ御容赦のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

お諮りいたします。ただいま説明がありました第115号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）の訂正については、申し出のとおり許可することに御異議ございませんか。19番山口昌宏議員

**○19番（山口昌宏君）〔登壇〕**

訂正そのものには異議はございませんけれども、きのうの一般質問等々でもありましたように、平野議員からの話もありましたように、ちょっとたるみ過ぎているんじゃないかという懸念をいたしております。そういう中で、またこういうふうな訂正が出ておりますので、今後注意をするって、今までは注意をしていなかったのかという話にもなりますので、重々気をつけて、一遍のとは二遍、二遍のとは三遍でも読み返しをして、今後こういうことのないようにしていただきたいと思います。

終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

申し出のとおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第115号議案は申し出のとおり訂正することを許可いたします。

ここで、執行部に注意いたします。本日の水道事業会計補正予算の議案訂正もそうでございますけれども、一般質問の際にも質問の趣旨に沿わない答弁や不親切な資料が見受けられております。議会の権威を尊重し、細心の注意を払って対応していただくことを強く申し入れておきます。

議案訂正のため、暫時休憩をいたします。

休 憩 11時31分



○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第23 第115号議案

日程第23. 第115号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

訂正の議決をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、第115号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、高料金対策、管網システム整備、繰り上げ償還に係る所要の補正であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収支では、収入を216万7,000円増額し13億6,609万円に、支出を8,824万円減額し12億7,925万3,000円とするものです。

第3条の資本的収支では、支出を6億6,222万1,000円増額し、13億8,159万8,000円とするものです。

この補正内容につきましては、5ページからの補正予算説明書により説明させていただきます。

まず、収益的収入では、高料金対策補助金等の繰出基準の変更により1,718万2,000円を増額、新武雄市管網システム整備補助金を1,501万5,000円減額するものです。

収益的支出では、管網システム整備委託料1,501万5,000円と平成20年度分の繰り上げ償還に係る企業債利息7,322万5,000円を減額しております。

次に、6ページの資本的支出につきましては、水道拡張事業等で借り入れた利率が5%以上の起債については、平成19年度から繰り上げ償還できるようになりましたが、当初予算の段階では平成20年度分の繰り上げ償還額が未確定だったため、従前の元利償還額で計上しておりましたので、その調整とあわせまして、今年度の繰り上げ償還額6億6,222万1,000円の補正をお願いするものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第24 第116号議案

日程第24. 第116号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

#### ○宮下水道部長〔登壇〕

第116号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的支出につきましては、316万1,000円減額し、4,842万4,000円にするものです。

第3条の資本的収支では、1,530万円の企業債を新たにお問い合わせするものです。この借入先は、第4条で記載しておりますとおりです。支出につきましては、1,992万4,000円増額し、5,531万8,000円とするものです。

この補正内容につきましては、5ページの補正予算説明書により説明させていただきます。

第115号議案と同様に、工業用水道事業においても繰り上げ償還をすることができるようになっておりますが、当初予算の段階では従前の元利償還額で計上いたしておりましたので、収益的支出では316万1,000円減額し、資本的支出では繰り上げ償還金1,992万4,000円の補正をお願いするものであります。

また、この資金調達としまして、資本的収入に1,530万円の借換債を新たにお問い合わせするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

#### ○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと私、予算の内容については読み方がわかりませんので。

この中には、いわゆる繰り上げ償還が認められたから云々という説明がありましたけれども、これは今度新しくできる工業団地も視野に入れた予算構成ですか。（発言する者あり）わからんけん聞きよと。

#### ○議長（杉原豊喜君）

宮下水道部長

#### ○宮下水道部長〔登壇〕

今回の補正につきましては、先ほども説明しましたように、繰り上げ償還が19年度から認められるようになりました。工業用水の企業会計では借りかえという手法によって繰り上げ償還をやっていくということで補正をお願いしているところであります。

〔30番「はい、わかりました」〕

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は、吉川議員、古川議員の賛同を得まして、谷口優氏の代替地不正取得疑惑調査に関する特別委員会設置の動議を提出したいと思いますが、お許しをお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいま29番黒岩議員外2名から、百条委員会設置の動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時48分
再	開	12時6分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

お諮りします。ここで本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔30番「議長、議事進行。今の件」〕

30番谷口議員

〔29番「議長、議事進行できるわけじゃないじゃない。動議で何ね」〕

いや、議事の進行でしょう。

〔30番「議事進行ですよ」〕

私に対してですね。

〔30番「はい、そうですよ」〕

〔29番「なら、動議を出させなさいよ、動議で、ちゃんと。できんでしょ。発言許可するんですか、議長」〕

〔30番「許可したじゃないですか」〕

議事の進行について……

[30番「議事進行ですよ。もしですよ……」]

[29番「できないでしょう、動議でしょう」]

[30番「いや、この議題にのせることが、法律上いかどうかの問題によって、例えばそれがだめであれば議事の進行に差し支えるけん、私は言いよるわけですよ。ねえ、そうでしょう」]

わかりました。法律的に認めなければなりません。

**○30番（谷口攝久君）**

動議は3人おったら、所定の賛成者がおれば動議になるわけですよ。どういうふうな議案を出すかということについての議案を——議案をですよ、議案そのものは私たち見てもいないし、聞いてもおりませんから、だから、議案を皆さんにお諮りをした上で認めるなら別ですけども、議運を開いただけのことで賛否を問うというのはおかしいじゃないですか。

それから、そういう進め方が適切かどうかがあるものですから、あえて議事進行でお尋ねしているわけです。議長の法的な解釈をきちんとしてください。

**○議長（杉原豊喜君）**

今の議事進行は私の議事進行に対しての質問ですので、私がお答えいたします。

先ほどの動議は、法に照らし合わせて完全に成立いたしております。それで、一応議運に諮って日程に追加をするということになっておりますので、議運に先ほど諮らせていただきました。ですから、何の瑕疵もございません。法に照らし合わせて、地方自治法に照らし合わせてしております。そこら付近は御了解いただきたいと思います。

[30番「議長」]

いや、もう受け付けません。法的に何もありませんよ。

[30番「いやいや、受け付けませんであるものですか。いや、議運を開いたというなら議運の報告をですよ、それぞれ代表が行って議運にかかっているわけですけども、私は今も中身については報告まだ受けていないですよ。ブザーが鳴ったから走ってきたわけですから」]

許可しておりません。発言を許可しておりません。

[30番「それはおかしいじゃないですか。正当な手続であればね……」]

いや、正当な手続です。法に照らし合わせて、地方自治法に照らし合わせて進行させていただいております。

日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

た。（発言する者あり）

## 日程第25 百条調査特別委員会設置の件

百条調査特別委員会設置の件を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。29番黒岩議員（発言する者あり）

私語を慎んでください。

### ○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

動議というのはその場で出るもんですよ。その場で出て、議運で諮って、じゃあ提案しようということで提案したのを、そういう議会の議決を守らない人には私の提案理由は聞いてほしくないです。そういうものじゃないですか。議会のルールなんですよ。（発言する者あり）

### ○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

### ○29番（黒岩幸生君）（続）

提案理由を申し上げます。

この問題は、皆さん御承知のとおり私の一般質問に起因するものであります。私の一般質問の折に、投書を見て説明を皆さんにしました。いろんなこと書いてありますよ。いろんなこと書いてありますけれども、きのう山口議員ちょっと一部読まれましたが全く一緒ですね。しかし、私が言ったのはこの部分ですよ。谷口氏は、買収面積よりも広い道路沿いの一等地を代替地としてとられた云々ありましたので、ぜひ資料を見せてくださいと水道部長に言った。私はそれを見て、自分で正当であるか不当であるかを考える能力は持っていますよ。そういうことで請求をしたところが、直ちに出示しますということで出した。それが、きのうの質問では出せないに変わったんですよ。

私が常々言ってきたのは、公人であれば当然必要だと。あのとき言ったのは、皆さんも覚えられていると思いますけれども、10月1日にこの投書は来ましたと。考えておりましたと。（「12月」と呼ぶ者あり）12月です。失礼しました、12月1日に来ましたと。そしたら、谷口氏が立候補されたと。立候補されたということであれば、私は公人だと思うんですね（発言する者あり）当然ね。いいじゃないですか、黙って。

だから、今一番問題になっているのは鳩山首相、私は民主党政権好きですけども、鳩山氏はちゃんと説明責任を果たすべきだと。なぜなら政治家だからですよ。個人だったら必要ない。そういうものがあるんですね。

だから、私は、12月2日でしたか、市長選に出馬されたということで、思い切って、じゃあ書類を出してくださいと一般質問で言った。しかし、それは個人情報だから出せないということを言われたんですよ。じゃあ、私はどうやって知るかと。このまま泣き寝入りするか、言うか言わんかですよ。しかし、こういう投書も来ていますので、ぜひともこのことに

については調査をしてみたいと言った。百条しかないんですよ、我々には。その結果を見て、これが正しいか正しくないかは、我々が責任持って決めることじゃないですか。

何でそれを、入り口でいろんなことを今言われるかわからん。どこ言ったかわかりませんが、私には先ほど言いましたように考えたですよ、泣き寝入りするのか、これをやるのか。そして、予定候補者となるべき人だから、私は当然公人だという考えを持ちますので、ぜひとも地方自治法第百条の規定によって特別委員会をつくって、そして賛成する人も、信じる人も、信じない人も、その結果を見て我々が疑惑を晴らすというのが、私が議員の仕事だと思って提出した次第でございます。

どうか皆さん方の御賛同よろしくお願いいたします。

### ○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始します。

30番谷口議員

### ○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと立つときに手が震えまして、失礼しました。

3点質問します。まず、第1点はですね……

メモしてくださいよ、大事なことから。よろしいですか。

公人とおっしゃいましたね。立候補予定者は公人ですか——いやいや、まだ続きますよ。そしたら、立候補予定者とすれば、樋渡啓祐という市長も立候補予定者になるわけですね、表明してあるから。それはもう公人ですね。市長としての公人という意味じゃないですよ、私が言うのは。そこをまず、詳しく説明してほしい。

それに関連して、まだ1問の質疑です、第1の。3問しか言えませんから。

谷口優氏の代替地不正取得疑惑調査という大層な表題がありますね。それは、不正取得疑惑だとすれば、もう立候補する資格もないでしょう。落選されるでしょう、不正だというなら。

ところが、今の文章で見れば、谷口優氏という者が代替地を本人が取得したということは聞いた覚えもないし、また第一、あなたが不正疑惑云々ということを対象にしている投書、こういう投書が来た。中身の一部だけしか私たちは聞いていませんから、百条委員会にならんとその中身が見えんというのはおかしいわけで、議案の参考資料ですよ、それは。投書をコピーして渡したらどうですか。しかも、あなたに来たというならば、そのあて名を書いた封書まできちんと議会に渡してくださいよ。そういうものでないと、議案を出すときにそれに対する資料がついていないと議案の審議ができません、第一。

もう1つは、そういう問題と同時に関連する一連の問題について、山口議員もそれを紹介されましたもんね、説明があった。山口議員は出していらっやしませんから、山口議員に来た投書を出してくれとは言いませんけれども、もし同じものであれば、筆跡鑑定とかそう

いうものの必要がありますし、本人のものであるかどうか、そういうこともきちんと調べる必要がありますよね。それは、百条委員会でもなくてもできることです。警察に提出したらいいわけですから。それだけのリスクも当然考えていらっしゃるでしょうから、それはそれとしてどういうお考えか、お聞きします。

第2点。今のは第1点ですからね。第2点です。

第2点の中で問題があるなど思うのは、例えば、百条委員会を設置するとしたと。そういう場合に、もしこれに不正がなかったと調査したときは、その責任はどういう格好になるんですか。それは、法律的なことをきちんとしてほしいと。それに対しては私たちも同罪になるわけですよ。仮に百条委員会を設置して、それを論議ということになったときに、そういうことがありますので、それについて——これはもう議長に聞かにゃいかんですな、法律的なことですから、議長御存じでしょうから。議事を進めるために必要な措置としてされたのがこの説明の許可ですから、それは議長にも事務局にも関係するものと思います。

これが第110条という、100条の次の110条でおっしゃっているわけですがけれども、問題は、そういうふうな問題の中で、例えば不正取得という表現をここでしてありますけれども、谷口優氏の何々について調査をするということであれば問題ないかわかりませんが、不正取得と、あえてそういう表現をしたこと自体が問題になるんじゃないかと、そういう気がします。

それから、選管の事務局長の答弁がきのうかおととありましたね。その中で、そういうのが、事前運動とか選挙なんとかに抵触する、相手に対する何とかという表現がありました。それは議事録を持っていればいいですけど、中傷誹謗ということになりますから、場合によっては選挙管理委員会が、いわばそういう適正な法に基づいた運動を妨害したというおそれも関連して出てきますからね。——笑い事じゃないですよ、市長が笑うことないですよ、あなた。ちゃんと議会で論議をしていること、あなた笑いながら聞いちゃいかんよ。そういうことを選管としてきちんとできるかどうかの問題も調査をさせてほしいと思うが、その点についてはどうか。

それから、まだ第2点の続きですよ。あんまり言うとは……

○議長（杉原豊喜君）

あんまり長くなったら答弁者も困りますので、簡潔に……

○30番（谷口攝久君）（続）

簡潔、何が簡潔ですか、大事なことが。

私は、説明が不十分で、見ていないから、資料を今見て言っているんですよ。

もっと前にみんな何で、議長、出さんですか、議案として出たならば。

○議長（杉原豊喜君）

議案としては出ていませんよ。

○30番（谷口攝久君）（続）

まずは、その2つの点についてお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まず、選挙妨害。一番大事なことでしょう。これが選挙妨害となれば、私は甘んじて受けます。私一人で受けます。皆さん関係ないですよ。

議員が疑惑に目をつぶる、これが一番大きなことじゃないですか。疑いがあつたら疑いを晴らす。それは賛成者であろうが反対者であろうが、当然それを見る。何で現場を見るのがそんなことになるかということですね。なぜ議員がそれだけ公人となるのが大事かといえ、議員は何をやる仕事ですか。皆さん胸に手を当ててよく考えてみてください。議員は何をするんですか。議員は、市民や国民の皆さんから預かったお金を、公平にどのように分けるかなんですよ、議員の仕事は。そして、それを分ける力を持っているのは議員なんですよ。その方たちが、私やその方たちが、そういう志の人に一点の曇りがあつたらいかんというのは、これは常識じゃないですか。これに追及できないんだつたら、皆さんが議員として物事に追及できるかどうかという瀬戸際なんですよ。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと私語は慎んでください。答弁を聞いてください。

○29番（黒岩幸生君）（続）

だから、大事なんですよ。だから、公人というのは立候補予定者も含むというのは、そのことなんですよ、皆さん。身ざれいでなければならない。

今、鳩山総理が、私さっき言いましたように、あの人が総理じゃなかったら特別、お母さんから7億円もろうたから、どうだっていいですよ。それは、ちゃんと法的に照らしやいい。しかし、そういう方が何十億円、何兆円という金を、自分が曲がって、包丁が曲がって切るとには問題があると言っているんですよ。だから、そういう人に任せられないと言っているんですよ。だから、それを調査したいと。そして、この前、私、一般質問で言いましたように、何もなければ何もなかったでいいじゃないかということなんです。それが公人ですね。

それから、何と言うたかな……、百条ね、百条と選挙妨害かれこれ、責任については私が一切を負いますよ。この場で皆さんに断言しときます。もちろん相手から名誉毀損で訴えられるかもしれませんが。あなたたちが困ることはしない。私がしますよ、責任持ちますよ。それは断言しときましよう。だから、疑惑をね、何で皆さん疑惑だと言われたことに対して、例えば私が宮本市長候補を応援するとします。宮本候補が言われたら、私はみずから疑惑を晴らしますよ。それが議会だと思って常々来ました。だから、名誉毀損、選挙違反、選挙妨



害かれこれ、すべて私が、繰り返しますけれども、責任は持ちます。公人というのは立候補予定者も含むと私は判断をします。

以上です。

[30番「1点だけじゃないか。あとは」]

何ば言よっとや。全部言うたやない。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

もう少し質問してください、そしたら。30番谷口議員……

[30番「ちゃんと答えさせますか、議長は」]

[29番「したやないですか、全部。今の話で、したやないですか」]

[30番「そんなおかしな話、あるか」]

もう少し真摯なやりとりをしてください。

[30番「議長」]

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

あなたが、相手に1点の疑惑も何もなかったと……

[29番「議長、議事進行」]

○29番（黒岩幸生君）

こういう意見を言ったのに対しての意見、討論になりますよね。意見を言われたら意見、討論になりますよ。

[30番「質疑ですよ、私が言っているのは」]

質疑だったら、この疑惑があるというなら、その疑惑についてちゃんと出すから、文書で出させてください、休憩とって。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をお願いします。

○30番（谷口攝久君）（続）

おかしいですよ、質疑をしているじゃないですか。

[29番「質疑じゃないやないか」]

公平な取り扱いを、議長してよ。

[29番「意見を言っているじゃないですか」]

○議長（杉原豊喜君）

黒岩議員、ちょっともう私に対応しますので。

○30番（谷口攝久君）（続）

御賛同をお願いしますと言いながら、そういう……

○議長（杉原豊喜君）

質疑をお願いします。

○30番（谷口攝久君）（続）

責任をあなたにとれという話を、私は質問の中でしているわけじゃないんですよ。仮に、あなたが責任をとらにやいかんようになったときは、これは議会の責任と同じようになるんですよ。あなた一人が幾ら私が悪うございますと言ったって、それは通用せんわけですよ。それを、そういう形で論議をした議会自体——これは動議の賛同者もおりましたね、お二人もちゃんと一緒に当然責任をとってもらふことになるでしょうね、もしそうなればですよ。しかし、そうならんことを私は、おかしい話ですけれども、こういうふうな形の中で論議することが果たして適切かどうか。

それから、選管の取り扱い……

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員、賛同者の方を何かこう……（発言する者あり）そいけん、そこら付近には触れないで質疑をお願いします。

○30番（谷口攝久君）（続）

だって、言ったじゃないですか、自分一人で責任とりますて、皆さんには責任を問いませんで言ったのは本人じゃないですか。

[29番「あれは意見だろ。あれは意見じゃないか。それは意見じゃないか。何言っているんだ」]

私が言いたいのは、論議をしたり、あるいは委員会をつくることをとかく言っているわけじゃないんですよ。これをつくることによって議会が、じゃあ議会でそれを、百条委員会というのは、随分その人の人格、あらゆるものを場合によっては抹殺することになるような重大なものなんですよ。

山内の百条委員会なんていうのは、私、前例を端で見て非常に感じていましたけれども、そういうやり方が果たしていいかどうかは別として、本人がやるとおっしゃるんだから、委員会としては提出するということになっているでしょうから、どういう仕組みでやられるかは別ですよ。ですけれども、今お尋ねしているのは、その責任をだれがとるかということじゃないんですよ。それは当然、黒岩議員はとらにやいかんし、それだけじゃないんですよ。それを論議して、その中でいろんな問題が出てきたときに、関係ない人まで迷惑するようなことも出てくるかわからんとですよ、論議と質問の中では。

だから、そういうことをちゃんと承知の上で、そういう問題を出されたかどうかについて、具体的に、例えば今質問しようとしてもできないのは、まず資料として出ていないですね。あなた出していないもんね。投書が来たと言ったって、自分だけちらちらちらつかせて、私たちに見せていないじゃないですか。それだけでも明らかに——その投書が正しいかどうかだっちはっきりわからんわけですから、そういうのは委員会で論議すればいいとあなたはお

っしやるけれども、現実問題として、その資料等はコピーして今すぐ出せますか。

それから、先ほど言いました選挙管理委員会の問題にしても、答弁した議事録を出してもらおうと。そうせんと、この百条委員会、選管でそういうことを注意したということだけで解決すればいいですけども。

それと、土地の疑惑の問題云々とは違いますけど、質問の中、今の提案された方の中から出てきた問題ですから、それも関連して問題として出てくるんですよ。私は法的にも、それから議会の見識の上からも、それが果たして百条委員会で論議するのがふさわしいかどうかの問題について私は疑義を持っているから、あえてお尋ねをしているわけですよ。お答えくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

あえて1点だけ説明します。

これは、12月2日に事務局にちゃんとやっております。

以上です。

〔30番「それでいいとですか。出さんとですか、中身は」〕

事務局にやっている。それは事務局がどう図るかですよ。事務局に預けています。

○議長（杉原豊喜君）

今、皆さんに諮っているのは百条委員会、委員会を設置して、中身には触れておりません。設置をどうかということで、今提出者が説明されております。ですから、あともいろいろな質疑があったら、委員会に入って一緒に調査していただいてもいいんじゃないかなと思うんですよね。

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

あなたのおっしゃることは、議長、これはまさに議事進行と言わにゃいかんような感じですけど、設置するのがふさわしいかどうかの問題は、本当にその内容について、確かにこういう問題があれば、それは設置せにゃいかんということになるかわからんし、大体こういうのは委員会を設置してやることはおかしいよということになれば、設置ができんほうになるわけですから、設置することについての議案の中で必要になるのは——それだけじゃないですよ、ほかにもあるわけですから。選挙管理委員会がどういうふうなことを相手の事務所に言ったとか、あるいは、そういうことまで当然出さにゃいかんですよ、そういうことも。百条をつくろうとすればですね。あなたの質問から出てきた問題ですから。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩いたします。

休	憩	12時29分
再	開	12時31分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

傍聴者の方もいらっしゃいますので、このまま引き続き会議を続けたいと思います。

質疑を続けます。質疑ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

今ちょっと議運の資料をもらったんですけども、私はまだ代替地の不正取得の疑惑という、疑惑的に全然感じないんですよ。結局、代替交渉というのは、例えば高架、区画整理だって、言えば清本跡地は大体30万円だったですよ。でも、そこも20万円ですっているですよ。そしたら、そこに絶対行きたいと行った人は不正取得になるのかなど。だから、大きな土地をとったとか言われますけれども、最終的に契約は市としてあるわけでしょう。それがいかんとしたら、市がいかんということになるじゃないですか。そういうふうに思いますけど。だから、そしたら市の水道課長なりなんなりを疑惑としてやるんだったらわかりますけれども、その対象のほうが反対じゃないですかね。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まず、これは議員であれば当然だろうと思いますけれども、予算を見るときも、性悪説ですね、それは皆さんとられると思うんですよ。性善説であつたら何ら問題ない。孟子が言うようにですね。何か間違いがあるんじゃないかと、人間は欲望があるから悪いことするんだという荀子の性悪説ですね。私、人間的にそうなりたくないですけど、議員をしていけばやっぱり疑うですよ。皆さんそうでしょう。食い逃げ発言もそうじゃないですか。だから、そういう気持ちで見てみる。不正がなかったらそれでいいじゃないですか。何でこだわるか、私わかりません。

だから、もちろん今言われたように、当時の水道部長おるかどうかわからないですけど、それはもう宮本議員おっしゃるとおりだと思います。同列だと思います。私はね。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

同列であつたら同列に書かないといけないんじゃないですか。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それは、あなたたちが反対討論されるのと一緒ですよ。自分が言いたい趣旨しか出さないんじゃないですか。だから、それを、もちろんあなたたちに不正があったら、水道部長に同列ですよと書けばいいわけですから。事態がなかったら両方ともパーになるんですから。同列は同列とっております。だから、同列だからこれも書け、これも書けにはならんと思うですよ。私は、このことで疑惑を追及して、なければいいじゃないかと。だから、最初私は、何回も繰り返しますが、一般質問で、よければ出してくださいと、私はそれを見て判断しようと思っております。悪かったら追及しますよ。とことん追及しますよ。大体見ればわかりますからね。これがほかの事象だったら別ですけど、おれは土地を見ればわかると思うですよ、だれでも。皆さん公平な目で見ているけん、これは何も問題なかねて。その後に、黒岩はろくなこと言わんやっただねて、それは懲罰かけられてもいいですよ。ただ、見てみようと、出さないと言うんですから、執行部は。じゃあ、疑惑に対して見てみようと思っどこが悪いんですか。

私は今、宮本議員おっしゃるように、それは同列だと思います。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

本人が同列であると思うなら、同列に書くべきじゃないかなと。そして、情報を出さなくて、個人情報に触れる分は出さなくて言われておるだけです。だから、個人情報の法に触れない分でもまず検討してみたらどうですか。そして、もしそれが個人情報的に問題があるんだったら、私も病院のやつで開示請求を出しましたよ。そしたら、開示請求を出して、その開示請求の中で見せる分、見せられん分、それをしんしゃくして、それからこの次に行っているんじゃないですか。ちょっと一足飛びじゃないですかね。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

答弁します。

見解の相違です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

3回目が残っています。

私がよくわからんのは、代替地不正取得疑惑、それは調査して不正じゃなかったらいいじ

やないかとおっしゃるけれども、例えば、そういうふうな話は飛んでいくわけですよ。こういう疑惑で調査されよんさっぞということで、人格を傷つけられる人、あるいはその家族の人、いろんな迷惑する人もおるかかわらん。それはみんな、ほか全部が言っているなら別ですけれども、そういう投書の中に出てきたものをあなたは取り上げているわけですから。現在知っている人は、投書をした人とあなたと何人かでしょう。そうすると、それが調査委員会をつくるならば、代替地に関する調査特別委員会なら話は別ですけれども、あえて不正取得という表現をすることが、何となく私は理解できんわけですよ。

だから、それならば、その当時の市長も、それから水道部長も一緒になって、何々のというふうな書き方を、宮本議員がおっしゃったような、そういう調査特別委員会でもいいんじゃないかと。だから、本当にそれは調査しなきゃいかんなら、そういう固有名詞を外した調査委員会をつくったらいいじゃないですか、賛成しますよ、私も。大いに賛成します。そういうことはどうですか。あえて不正疑惑を、谷口優氏ということと言わなきゃいかんのですか。何かそこには裏があるんじゃないですか。ないならないでいいですよ。何となくきな臭いにおいが私はします。だから、あなたは、ないならないとおっしゃってください。あるならあるとおっしゃってください。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ありません。

以上です。

〔30番「そんならよかですね」〕

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「反対」「賛成」と呼ぶ者あり〕（「討論省略」と呼ぶ者あり）

討論をとどめます。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は、10名の委員をもって構成する百条調査特別委員会を設置することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 12時39分